

平成28年度別府市共生社会形成プランの変更について（平成28年8月1日付け）

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。	相談支援体制の整備	相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制や障がいのある人及びその家族が相互に支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備する。	本件については、第23条の親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策を模索している段階であり、平成28年度に出される報告を受けて、年度中に計画策定を行います。	障害福祉課



変更理由	親亡き後等の問題解決策検討委員会の報告書が作成されたことに伴い、今後は地域生活支援部会（仮称）で相談支援体制の整備を含む報告書の内容に基づき施策を検討していくこととなるため。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------

H28年7月の親亡き後等の問題解決策検討委員会の報告を受けて、今年度中に自立支援協議会に設置される地域生活支援部会（仮称）の中で具体策の検討をはじめます。

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
26	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化等障がい者が利用しやすい仕組みの構築に向けて取り組むものとする。	現物給付方式、自動償還払い方式等の実現に向けて、県と協議を行っていくなどの取組みを行います。	障害福祉課



変更理由	現物給付方式については、採用することで県からの補助を受けられなくなること、市町村が独自に県内医療機関との折衝を行う必要があること等の困難な問題があるため、実現が難しい状況であった。その点「自動償還払い方式」では、上記のような問題は発生せず、申請手続の必要もないため、障がいのある人の利便の向上につながる。以上の理由で、今後は「自動償還払い方式」の実現をめざすものである。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自動償還払い方式の早期実現に向けて、県と協議を行っていくなどの取組を行います。

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
32	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策をとりまとめます。	障害福祉課



変更理由	親亡き後等の問題解決策検討委員会の報告書が作成されたことに伴い、今後は地域生活支援部会（仮称）で報告書の内容に基づき施策を検討していくこととなるため。
------	-----------------------------------------------------------------------------

7月14日に市長に報告された親亡き後等の問題解決策検討委員会の検討結果を踏まえ、具体的な施策の実施準備を行います。
